

ＥＣＯＭＯ交通バリアフリー研究助成要項

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「財団」という。）のＥＣＯＭＯ交通バリアフリー研究助成の実施については、この要項の定めるところによる。

（目的）

第１条 この助成は、交通バリアフリーに関わる先進的な調査研究や技術の研究開発を行う若手研究者等に対して助成を行い、わが国の交通バリアフリーを促進させることを目的とする。

（定義）

第２条 この要項において「ＥＣＯＭＯ交通バリアフリー研究助成」とは、交通バリアフリーに関わる先進的な調査研究や技術の研究開発をいう。

２ この要項において「助成対象者」とは、(イ)一般部門は、原則として国内の大学院、大学、高等専門学校及びこれらに附属する機関の研究者、または研究機関、企業等の研究者、並びに、財団が交通分野におけるバリアフリーの向上及び発展に寄与すると特に認めたものとし、(ロ)大学院生、研究生部門は、国内の大学院生、研究生等をいう。

３ この要項において「交通バリアフリー」とは、公共交通機関・及び移動のバリアフリー化に関わるもの、公共交通機関に関連する建築物、道路等のバリアフリー化に関わるもの、及び、公共交通機関及び移動のバリアフリーに関する教育や人材育成等に関わるものをいう。

４ この要項において「技術の研究開発」とは、開発を行うための基礎的研究までとする。

（対象経費）

第３条 財団は、助成対象事業に必要な経費のうち、助成金交付の対象として財団が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、助成対象者に対して助成金を交付する。助成対象経費の区分は別表のとおりとする。

２ 助成申請年度以前に着手した研究の場合、申請年度以前の経費は対象としない。

（助成限度額）

第４条 助成限度額は、(イ)一般部門は一件につき原則として 200 万円までとし、(ロ)大学院生、研究生部門は一件につき原則として 30 万円までとする。ただし、研究テーマに関する特別の事情で必要がある場合は、この限りではない。

（助成期間）

第５条 同一の研究テーマに対する研究開発助成は(イ)一般部門は２カ年を限度とする。ただし、研究テーマに関する特別の事情で必要がある場合は、この限りではない。

なお、研究期間が2年になる場合は、中間報告を行い当該年における審査を受けなければならない。(㍑) 大学院生、研究生部門は単年度とする。

(助成金の申請手続き)

第6条 この助成を受けようとする者は、(イ)一般部門は様式1、(㍑)大学院生、研究生部門は様式S1による申請書を財団に提出しなければならない。

2 この助成を前年に引き続き、継続して受けようとする者は、様式4による中間報告を財団に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 財団は、前条の申請書を受け付けたときは、審査委員会による審査のうえ、助成金の交付の採否を決定し、採用されたものには、様式Aによる助成金交付決定通知書により助成の申請を行った者に通知する。

2 財団は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 交付が決定した助成対象者は、様式2による研究助成請書を、速やかに財団に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 財団は、第7条第1項の書類を送付してから、交付が決定した助成対象者から第7条第3項に基づく書類を受理した後、(イ)一般部門の交付が決定した助成対象者には、助成金額の50%を支払うこととする。残額の支払いについては、第14条の規定により支払うこととする。なお、特別な事情がある場合はこの限りではない。

2 前項の規定に関して、(㍑)大学院生、研究生部門の交付が決定した助成対象者には、助成金額の100%を支払うこととする。

(申請の取り下げ)

第9条 助成金の交付の申請を行った者は、第7条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合、または申請者の都合により、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知日から30日以内にその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号の三に該当するときは、あらかじめ計画変更届と共に、修正した(イ)一般部門は研究費用予定内訳書（様式1-5）、研究助成の予定行程表（様式2-3）、(㍑)大学院生、研究生部門は研究費用予定内訳書（様式S1-5）、研究助成の予定行程表（様式S2-3）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。また、次の各号の三に該当しないときは、あらかじめ変更の理由を付した理由書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - 二 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
 - 三 別表に掲げる助成対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、助成総額の30%を超える場合。
- 2 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(活動遅延の届け出)

第11条 交付決定者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延の理由を付した書面を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(事故等の届出)

第12条 事故等がおこった場合は、交付決定者は遅滞なく財団へ報告し、財団は対応を検討した上その後の処置を交付決定者と協議する。

(事業の完了報告及び決算報告)

第13条 交付決定者は、助成対象事業を完了したときは、当該助成金の交付の決定を受け研究を実施した事業年度の2月下旬必着にて(イ)一般部門は様式3、(ロ)大学院生、研究生部門は様式S3による完了報告書、決算報告書及び報告書を財団に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において報告書の提出期限について、財団の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 完了報告を提出した後、財団の指定する方法で、研究成果を報告しなければならない。
- 4 研究成果を学会や雑誌等に発表する場合は、財団との共同研究結果である旨を明記しなければならない。

(助成金の精算等)

第14条 財団は前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の監査を行い、その報告に係る助成対象の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、様式Bによる監査終了報告を交付する。

- 2 助成金額は、助成対象事業に実際に使用した経費と第7条の助成金交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 3 財団は、第1項による監査が終了した後、(イ)一般部門の交付決定者へ助成金の残額を支払うこととする。
- 4 財団は、監査の結果第8条により交付した助成金の額が助成対象経費の支払実績を超えていることが判明した場合は、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

- 5 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から10日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を課す。

(交付決定の取消等)

第15条 財団は、第10条第1項第1号の規定による助成対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 助成金の交付の決定を受けた者が、本助成要項に基づく財団の指示等に違反した場合。
 - 二 助成金の交付の決定を受けた者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合。
 - 三 助成金の交付の決定を受けた者が、助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合。
- 2 財団は、前項の規定による取消をした場合において、その取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 前項の助成金の返還は、当該命令のなされた日から10日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を課す。

(権利等の帰属)

第16条 研究成果については、特に定めない限り助成対象者に帰属する。ただし、財団は公益の目的のために当該研究成果を公表できるものとする。なお、公表時期について留意すべき事由がある場合は、財団と協議することとする。

- 2 研究成果により生じる知的財産権にかかる第三者に対する責任は助成対象者に帰属するものとする。
- 3 研究成果に関する特許権等の出願に関しては助成対象者がその一切の責任を負う。
- 4 研究成果により生じた事故等に関する責任は助成対象者がその一切の責任を負う。

(取得財産等の管理)

第17条 助成金の交付を受けた者は、助成対象経費により取得した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、

その収入の全部又は一部を財団に納付させることがある。

(その他)

第18条 本要項に定めのないものについては、財団の定めるところによる。

附 則

1. この実施要項は、平成20年4月1日から施行する。
2. この実施要項は、平成21年4月1日に改正する。
3. この実施要項は、平成22年4月1日に改正する。
4. この実施要項は、平成23年4月1日に改正する。
5. この実施要項は、平成24年4月1日に改正する。

(別表) 助成対象経費一覧：一般部門

研究を行う上で、直接必要となる経費で、人件費、委託費、旅費交通費、会議費、機器備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、図書資料費、謝金、論文投稿料、管理費用とします（領収書等の証拠書類が中間報告時及び完了報告時に必要となります）。なお、人件費、旅費交通費、謝金の合算額は全体事業費の70%以内としてください。ただし、超える場合は理由を明記してください。

	経 費 の 明 細
人件費	☐ アルバイト 事業に関わる資料整理事務などの補助要員、アルバイトの経費とします。原則として雇用関係が生じる給与等については、助成対象とはしません。 ☐ 通訳料・翻訳料 ・英文和訳、和文英訳（他外国語を含む）を依頼する者に対する翻訳料 ・旅行者や招聘者に必要な通訳に対し支払う通訳料 ・ヒアリング調査、イベント開催等における手話通訳者、要約筆記者に対する料金 ※個人への支払いの場合は、税制上処理を助成対象者と受領者との間で適切な処理を行ってください。
委託費	アンケート調査、ヒアリング調査、実験・試験、プログラム開発等の一部または全部を外部に委託する際の経費で契約行為を経たもの。
旅費交通費	国内外の交通費、宿泊費とし、講師や委員、事務局（自家用車を利用する場合は車両の損料は計上できません）等への旅費、宿泊費を含みます。 ※ただし、観光的要素が多い企画や主目的が他にあると思われるものその他助成制度の趣旨と考えるににくいものは対象としません。
会議費	☐ 会場借用料、会場設営費 会場の使用料、プロジェクター・同時通訳関連機器など付帯設備使用料。 ☐ 茶菓食事代 会議開催時に講師や委員への茶菓子代、弁当代等が必要になった場合1,000円／人程度とします。 ※ただし、会議後の懇親会や、研修への参加等にかかる飲食費は対象としません。
機器備品費	取得価格が10万円以上。 実験・試験に関わる供試材器具等 ※取得した場合は、別途取得物件報告書をご提出ください。 ※パソコン、ビデオカメラ等汎用性のある機器は、原則として対象としません。
消耗品費	取得価格が10万円未満（消費税込み）。 実験・試験用のプログラムソフト、試作品等の製作に関わる工具備品、アンケート協力者への粗品等。 ※組織全体で一括購入している一般事務用品等（例えばコピー機のトナー、プリンタのインカートリッジ、鉛筆等）で、直接使用した部分が特定できないものは原則として対象としません。 ※パソコン、ビデオカメラ等汎用性のある機器は、原則として対象としません。
印刷製本費	調査票、研究関連の作成文書等の印刷費及び文献・文書資料等のコピー代金、及び報告書等の印刷製本に要する経費、会議用資料などのコピー代金。電子媒体の作成も含みます。
通信運搬費	アンケート、テキストや報告書等の印刷物を郵送する際の郵送代及び配送費。
図書資料費	事業に関係する図書、文献、図版等の資料購入費。
謝金	原則として講師一人一回あたり25,000円を限度とします。 ・委員会に出席した委員に支払う謝金 ・講演会・シンポジウム等において講演を依頼する謝金 ・専門的・技術的知識の提供を受けた者に対する謝金 ・報告書、テキスト等の原稿執筆を依頼する者に対する謝金 ※謝金のうち、所属する組織の常勤役員及び職員に対して支給する場合は対象としません。 ※個人への支払いの場合は、税制上処理を助成対象者と受領者との間で適切な処理を行ってください。

	ださい。
論文投稿料	学会への論文投稿費用。 ※エコモから研究助成を受けた旨を明記されている論文等のみとします。
管理費用	助成金の管理に要する事務費用。 ※助成金の管理を学校の事務局等に委託する場合のみ計上できます。

※項目に含まれない経費等でご不明な場合はエコモ財団にご相談ください。

(別表) 助成対象経費一覧：大学院生、研究生部門

研究を行う上で、直接必要となる経費で、旅費交通費（国内）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、図書資料費、謝金、論文投稿料とします（領収書等の証拠書類が完了時に必要となります）。ただし、機器備品費、謝金、旅費交通費（海外渡航費）を計上される際は、理由も明記ください。

	経 費 の 明 細
旅費交通費	国内の交通費、宿泊費とし、講師や事務局（自家用車を利用する場合は車両の損料は計上できません）等への旅費、宿泊費を含みます。 ※ただし、観光的要素が多い企画や主目的が他にあると思われるもの、その他助成制度の趣旨を考えにくいものは対象としません。
消耗品費	取得価格が10万円未満（消費税込み）。 実験・試験用のプログラムソフト、試作品等の製作に関わる工具备品、アンケート協力者への粗品等。 ※組織全体で一括購入している一般事務用品等（例えばコピー機のトナー、プリンタのインクカートリッジ、鉛筆等）で、直接使用した部分が特定できないものは原則として対象としません。 ※パソコン、ビデオカメラ等汎用性のある機器は、原則として対象としません。
印刷製本費	調査票、研究関連の作成文書等の印刷費及び文献・文書資料等のコピー代金、及び報告書等の印刷製本に要する経費、会議用資料などのコピー代金。電子媒体の作成も含みます。
通信運搬費	アンケート、テキストや報告書等の印刷物を郵送する際の郵送代及び配送費。
図書資料費	事業に関係する図書、文献、図版等の資料購入費。
※下記項目については、使用理由も明記すること。	
論文投稿料	学会への論文投稿費用。 ※エコモから研究助成を受けた旨を明記されている論文等のみとします。
機器備品費	取得価格が10万円以上。 実験・試験に関わる供試材器具等 ※取得した場合は、別途取得物件報告書をご提出ください。 ※パソコン、ビデオカメラ等汎用性のある機器は、原則として対象としません。
謝金	原則として講師一人一回あたり 25,000 円を限度とします。 ・講演会・シンポジウム等において講演を依頼する謝金 ・専門的・技術的知識の提供を受けた者に対する謝金 ・報告書、テキスト等の原稿執筆を依頼する者に対する謝金 ※謝金のうち、所属する組織の常勤役員及び職員に対して支給する場合は対象としません。 ※個人への支払いの場合は、税制上処理を助成対象者と受領者との間で適切な処理を行ってください。
旅費交通費 （海外渡航費）	国外の交通費、宿泊費とし、事務局（自家用車を利用する場合は車両の損料は計上できません）等への旅費、宿泊費を含みます。 ※ただし、観光的要素が多い企画や主目的が他にあると思われるもの、その他助成制度の趣旨を考えにくいものは対象としません。

※項目に含まれない経費等でご不明な場合はエコモ財団にご相談ください。

■その他助成対象とならない経費

- ・通常の事務運営に関する諸経費
- ・職員への人件費
- ・事務所や定期的に行う会合等の会場使用料
- ・自ら実施することのできる作業の業者委託
- ・その他助成対象としてふさわしくない経費

<注意事項>

- *活動完了後の経費決算の状況によっては、助成金額は、申請額と異なる場合があります。
- *助成活動を変更、中止、延滞する場合、または団体等の代表者や所在地が変更になる場合、その他変更事項は、前もってご連絡ください。
- *助成活動完了後、実施報告書の提出の際、経費支出の証拠として添付する事になっていますので、支払いの際には必ず領収書を受け取り保管してください。領収書の宛名は原則、助成申請者名としてください。